

ちほうじちほうしこうれいだい じょう だい こうだい ごうとう きてい
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等の規定により
ずいいけいやく もの にんていきじゅんとう
随意契約できる者の認定基準等について

ちほうじちほうしこうれい しょうわ ねんせいれいだい ごう だい じょう だい こうだい ごう
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号
およ ちほうこうえいきぎょうほうしこうれい しょうわ ねんせいれいだい ごう だい じょう だい
及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1
こうだい ごう きてい ずいいけいやく かのう しょうがいしゃしえんしせつ じゅん
項第3号の規定により随意契約が可能である「障害者支援施設に準ず
る者」の認定基準を定めたので、下記のとおり、地方自治法施行規則（昭和
ねんないむしょうれいだい ごう だい じょう だい こうおよ ちほうこうえいきぎょうほうしこう
22年内務省令第29号）第12条の2の3第1項及び地方公営企業法施行
きそく しょうわ そうりふれいだい ごう だい じょうだい こう もと こうひょう
規則（昭和27年総理府令第73号）第52条第1項に基づき公表する。

へいせい ねん ねん がつ にち
平成26年（2014年）3月31日

さつぼろしちょう うえだ ふみお
札幌市長 上田 文雄

き
記

1 にんていきじゅん
認定基準

しょうがいしゃしえんしせつ じゅん もの つぎ かの もの
「障害者支援施設に準ずる者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) くにとう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびんとう ちょうたつ すいしんとう
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等
かん ほうりつ へいせい ねんほうりつ ごう い か ほう だい じょう
に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第2条
だい こう きてい しょうがいしゃしゅうろうしせつとう どうじょうだい こうだい ごう
第4項に規定する障害者就労施設等（ただし、同条第2項第1号
およ だい ごう がいとう しせつ のぞ
及び第2号に該当する施設を除く。）

- ほうだい じょうだい こう きてい しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびん
(2) 法第2条第4項に規定する障害者就労施設等からの物品や
えきむ ちょうたつそくしん きょうどうじゅちゅう ちょうせい おこな はんばいしょ きよてん
役務の調達促進、共同受注・調整を行うための販売所や拠点

もう もの
を設けている者

あ さつぼろししょう しゃしせつとうじょうせつはんばいじょうんえいひほじょようこう へいせい ねん
ア 札幌市障がい者施設等常設販売所運営費補助要綱(平成19年
がつ にちほけんふくしきよくり じけつさい ほじょ う もの げんきしよつぷ
1月15日保健福祉局理事決裁)の補助を受ける者(元気ショップ、
げんきしよつぷ
元気ショップいこ～る)

い げんきじょぶあうとそーしんぐせんたーうんえいじぎょう じゅたく もの
イ 元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業を受託する者

2 にんていほうほう 認定方法

にんてい めいいじょう がくしきけいけんしゃ ふく さつぼろし
認定にあたっては、あらかじめ2名以上の学識経験者を含む札幌市
しょう しゃしさくすいしんしんぎかい いけん ちょうしゅ けつてい
障がい者施策推進審議会の意見を聴取したうえで決定した。

3 た その他

1(1)に該当する障がい者就労施設等については、さつぼろししょうがいしゃ
しょう しゃしせつとう じゅうせんちやうたつ かん ようこう へいせい ねん がつ にちほけん
就労施設等からの優先調達に関する要綱(平成26年1月15日保健
ふくしきよくしょう ほけんふくしたんとうきよくちょうけつさい とうろく おこな
福祉局障がい保健福祉担当局長決裁)により、登録を行うこと
ができるものとする。